

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|             |  |   |                   |
|-------------|--|---|-------------------|
| No          | 5  |   | 府省庁名 <u>厚生労働省</u> |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他(都市計画税)</span>   |   |                   |
| 要望項目名       | 老人福祉施設等に係る非課税措置の創設   |   |                   |
| 要望内容(概要)    | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>         老人福祉施設等（老人福祉法に基づく軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター及び社会福祉法に基づく老人居宅介護事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症型対応型老人共同生活援助事業、介護老人保健施設（無料定額））</p> <p>・ 特例措置の内容<br/>         老人福祉施設等の高い公益性にかんがみ、非営利型の一般社団・財団法人が設置する老人福祉施設等については、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を非課税とする。</p> |   |                   |
| 関係条文        | <p>〔 地方税法第73条の4第1項第3号、第4号の2、第7号、第73条の27の8、第348条第2項第9号、10号の2、10号の3、10号の6、12号、26号、第702条の2第2項、同法附則第41条第11項、第12項 地方税法施行令第36条の8、第49条の12、第49条の13、第49の15、第50の5、第51の8 〕</p>  |   |                   |
| 要望理由        | <p>今後、一層の高齢化が進展する中、単身の世帯や要介護者が大幅に増加することが予想されており、介護基盤の整備は喫緊の課題とされているところである。</p> <p>このため、老人福祉等の事業実施に支障をきたすことがないよう非課税措置を要望するものである。</p> <p>また、特例民法法人が設置するこれらの施設等に対して税制上の特例措置が講じられていることを踏まえ、非営利型の一般社団・財団法人が設置するこれらの施設等に対する非課税措置を講じることで老人福祉の更なる発展を目指すものである。</p>  |   |                   |
| 減収見込額       | <p>（初年度）494（－） （平年度）494（－） （単位：百万円）</p>  |   |                   |
| 地方税以外の措置    | 既存   | <p>・ 国税<br/>         ・ 融資、補助金その他<br/>         ・ 非営利型の一般社団・財団法人に対する特例措置（法人税）</p> |                   |
|             | 22年度の望   | <p>・ 国税<br/>         ・ 融資、補助金その他</p>  |                   |
| 過去の要望経緯     | －  |   |                   |
| 本要望に対応する縮減案 | －  |   |                   |